

減価償却に係る税務

【平成 23 年度改正の概要】

1. 耐用年数短縮制度の見直し（平成 23 年 6 月改正）
→未経過使用可能期間により償却できる制度とされた。
2. 陳腐化償却制度の廃止（平成 23 年 6 月改正）
3. 定率法の見直し
・ 250%定率法から 200%定率法へ（平成 23 年 12 月改正）
→原則平成 24 年 4 月 1 日以降取得分から適用（経過措置あり）

【償却限度額の計算】

（1）旧定額法、定額法

資産が毎年同額減価すると仮定して償却計算を行う方法

①旧定額法（平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産）

償却限度額＝（取得価格－残存価格）×旧定額法の償却率

②定額法（平成 19 年 4 月 1 日以後取得資産）

償却限度額＝取得価格×定額法の償却率

例えば、

取得価格 100 万円、耐用年数 10 年(定額法の償却率 0.100)の資産の、定額法における償却限度額は次のようになる。(単位：円)

[ケース 1]ー平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産ー

①資産取得事業年度（期首に取得したものと仮定）

$(1,000,000 \text{ 取得価格} - 100,000 \text{ 残存価格}) \times 0.100 = 90,000$

②翌事業年度

①と同じ

[ケース 2]ー平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された資産ー

①資産取得事業年度（期首に取得したものと仮定）

$(1,000,000 \text{ 取得価格} - 0 \text{ 残存価格}) \times 0.100 = 100,000$

②翌事業年度

①と同じ

(2) 旧定率法、定率法

資産が毎年一定の割合だけ減価すると仮定して償却計算を行う方法

①旧定率法（平成 19 年 3 月 31 日以前取得資産）

償却限度額＝（取得価格－損金の額に算入された減価償却累計額）

×旧定率法の償却率

例えば、

取得価格 100 万円、耐用年数 10 年(旧定率法の償却率 0.206)の資産の、定率法における償却限度額は次のようになる。(単位：円)

①資産取得事業年度（期首に取得したものと仮定）

1,000,000 取得価格×0.206＝206,000

②翌事業年度

(1,000,000 取得価格－206,000 減価償却累計額) ×0.206＝163,564

ただし、この定率法による限度額計算は、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された減価償却資産について適用される方法であり、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産については定率法（250%定率法、200%定率法）により償却限度額が計算される。

②定率法（平成 19 年 4 月 1 日以後平成 24 年 3 月 31 日以前取得資産）

－250%定率法－

償却限度額＝（取得価格－損金の額に算入された減価償却累計額）

×250%定率法の償却率

平成 19 年 4 月 1 日以後平成 24 年 3 月 31 日以前に取得された減価償却資産については、その資産の法定耐用年数における定額法の償却率を 2.5 倍した率をもって定率法の償却限度額を計算する。(250%定率法)

例えば耐用年数が 10 年である場合、耐用年数 10 年における定額法の償却率 0.100 を 2.5 倍したもの、すなわち 0.250 の償却率により償却限度額を計算することになる。

◎この計算方法によれば、

取得価格 100 万円、耐用年数 10 年(償却率 0.250)の資産の、定率法における償却限度額は次のようになる。(単位：円)

①資産取得事業年度（期首に取得したものと仮定）

1,000,000 取得価格×0.250＝250,000

②翌事業年度

(1,000,000 取得価格－250,000 減価償却累計額) ×0.250＝187,500

③定率法（平成 24 年 4 月 1 日以前取得資産）－200%定率法－

償却限度額＝（取得価格－損金の額に算入された減価償却累計額）

×200%定率法の償却率

平成 24 年 4 月 1 日以後取得された減価償却資産については、その資産の法定耐用年数における定額法の償却率を 2.0 倍した率をもって定率法の償却限度額を計算する。（200%定率法）

例えば耐用年数が 10 年である場合、耐用年数 10 年における定額法の償却率 0.100 を 2.0 倍したもの、すなわち 0.200 の償却率により償却限度額を計算することになる。

◎この計算方法によれば、

取得価格 100 万円、耐用年数 10 年(償却率 0.200)の資産の、定率法における償却限度額は次のようになる。（単位：円）

①資産取得事業年度（期首に取得したものと仮定）

$$1,000,000 \text{ 取得価格} \times 0.200 = 200,000$$

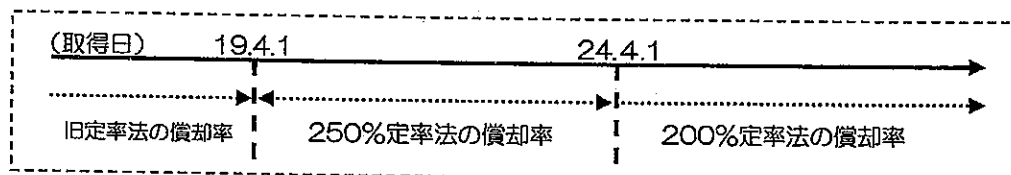
②翌事業年度

$$(1,000,000 \text{ 取得価格} - 200,000 \text{ 減価償却累計額}) \times 0.200 = 160,000$$

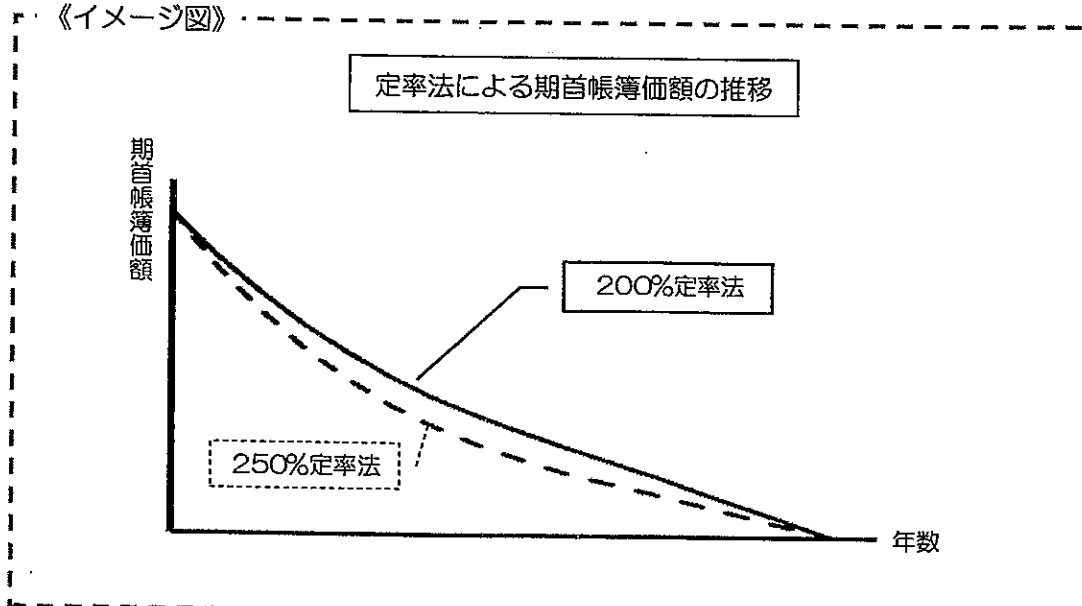
① 平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの

間に取得をされた減価償却資産…………… 250%定率法の償却率

② 平成 24 年 4 月 1 日以後に取得をされる減価償却資産…………… 200%定率法の償却率



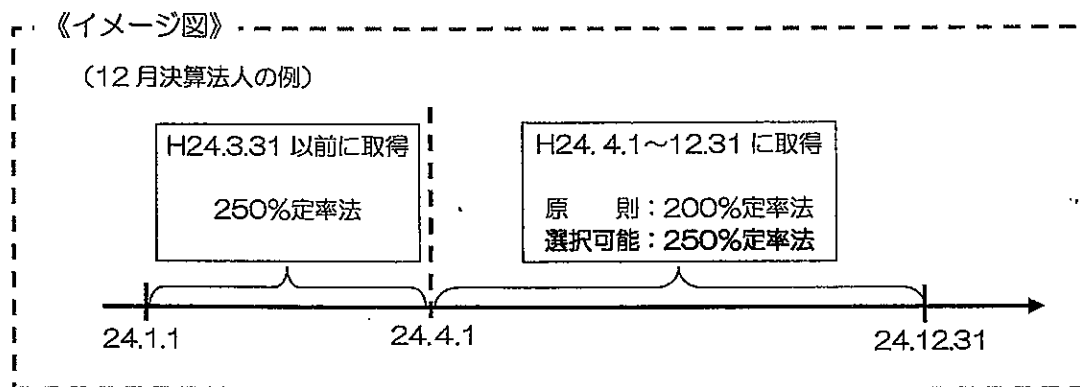
《イメージ図》



200%定率法摘要に係る経過措置

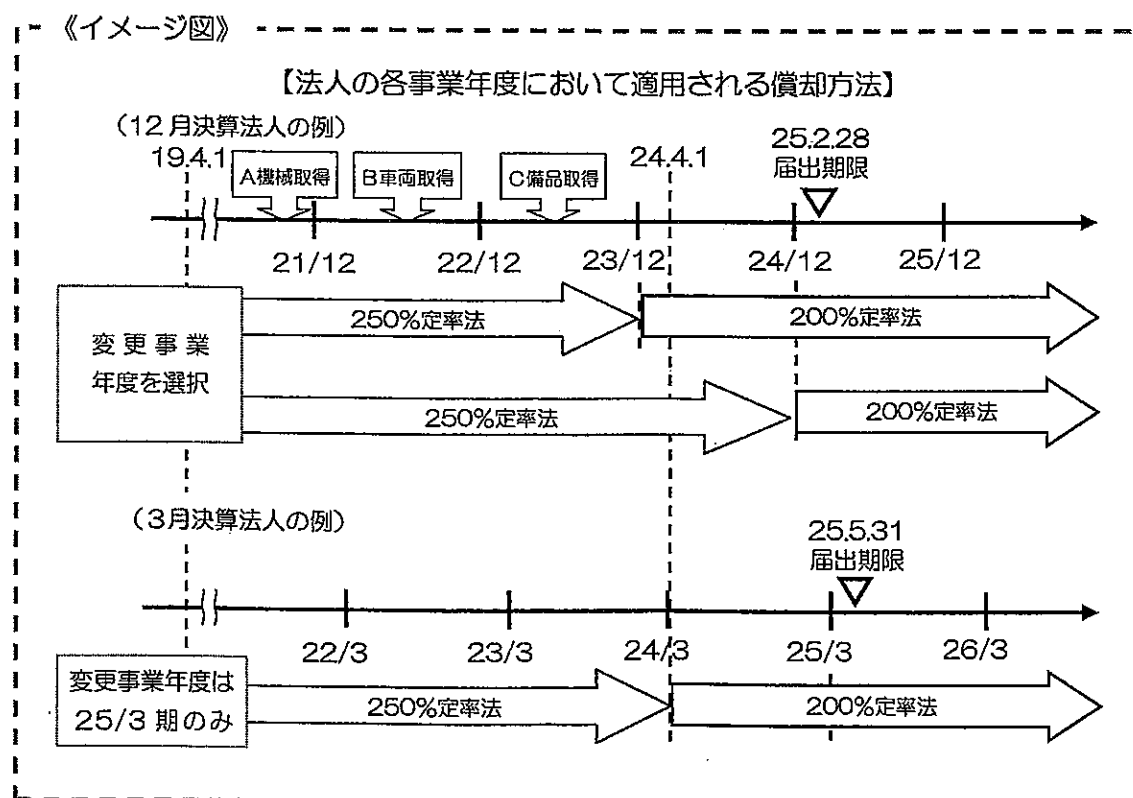
- ・事業年度が平成 24 年 4 月 1 日をまたぐ場合の措置

定率法を採用している法人が、平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、平成 24 年 4 月 1 日から事業年度末までに取得された減価償却資産については、250%定率法による償却が可能（届け出なし）



- ・250%定率法を採用している減価償却資産の 200%定率法への変更

250%定率法を採用している減価償却資産について、平成 24 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出書を提出することにより、200%定率法による償却を行う変更を行った場合でも、当初の耐用年数で償却を終了することが可能（届出あり）



 税務署受付印		減価償却資産の償却の方法等に関する 経過措置の適用を受ける旨の届出書				※整理番号								
						※封入用紙								
平成 年 月 日 税務署長殿				提出人 ☐ ☐ 単連 体結 法親 人法人	(フリガナ)									
					法人名等									
					納税地		〒							
					(フリガナ)									
					代表者氏名		⑩							
					代表者住所		〒							
事業種目				業										
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ)				※税 務 署 処 理 欄	整理番号								
	法人名等					部門								
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)			決算期								
	(フリガナ)					業種番号								
	代表者氏名					整理簿								
	代表者住所		〒			回付先		☐ 親署 ⇒ 子署 ☐ 子署 ⇒ 調査課						
事業種目		業												
定率法を選定している減価償却資産について、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 379 号） 附則第 3 条第 3 項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けたいので届け出ます。														
改正事業年度 (平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、 同日以後に終了する（連結）事業年度)		1		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日										
適用を受けようとする 最初の（連結）事業年度		2		☐	改正事業年度		☐	平成 24 年 4 月 1 日以後最初に 開始する（連結）事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日						
参考となるべき事項		3												
税理士署名押印				⑩										
※税務署 処理欄	部門		決算 期		業種 番号		整理 簿		備考		通信 日付印	年 月 日	確認 印	

（規格 A 4）